

令和元年10月9日
生活環境総務課

新たな環境基本計画の策定について

- 生活環境部では、「福島県環境基本条例」に基づき、「福島県環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）」を定め、環境の保全・回復に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているところ。
- 環境基本計画は、本県の最上位計画である福島県総合計画「ふくしま新生プラン（以下、「総合計画」という。）」の目標を環境面から実現するための計画として位置付けられている。
- 総合計画について、計画期間の終期が令和2年度であることから、県は、新たな計画の策定について、7月に総合計画審議会に諮問したところ。
- 環境基本計画についても、計画期間を令和2年度までとしていることから、新しい総合計画の理念や目標を共有しながら、進捗状況等について総点検を行った上で、新たな計画を策定することとしたい。
- また、環境基本計画を踏まえ策定されている環境分野の個別計画（生活環境部所管）のうち、令和2年度で終期を迎える計画についても、同様に新たな計画を策定することとしたい。

令和元年10月9日
生活環境総務課

新たな環境基本計画の策定スケジュール（案）について

○令和元年10月9日（本日） 環境審議会全体会
・次期計画の策定について説明

○令和2年3月 環境審議会全体会
・次期計画策定について諮問
・現計画について点検及び総括

○令和2年5月 環境審議会第1部会^{※1}
・次期計画の体系について検討

○令和2年8月 環境審議会第1部会
・次期計画の素案について検討

○令和2年11月 環境審議会全体会
・次期計画の中間整理案について審議

（令和2年11月 パブリックコメントの実施）

○令和3年1月 環境審議会第1部会
・次期計画の答申案について検討

○令和3年2月 環境審議会全体会
・次期計画の答申案について審議

（令和3年3月 次期計画策定）

なお、環境基本計画を踏まえ策定されている環境分野の個別計画（生活環境部所管）のうち、令和2年度で終期を迎える計画についても、環境審議会において審議していただく予定。

※1 環境審議会第1部会：環境政策及び循環型社会推進等に関することについて、審議するために設置された部会。